

京都府防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

京都府

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

(1) 京都府における農業用ため池の概要

ア 現状と基本的な考え方

農業用ため池は、「国の基（もとい）」といわれる農業を支えるため、先人の労苦と努力の中で、長年にわたり地域の関係者の努力で維持されてきました。府内には、古いもので江戸時代以前の築造と言われるこうした農業用ため池が1,496箇所、うち612箇所の防災重点農業用ため池（令和3年3月時点）が存在します。

築造後、歳月を重ねるにつれ老朽化が進行する農業用ため池の現状に加え、農村地域の都市化の進行や農業者の減少・高齢化などで管理組織が弱体化し、適切な維持管理に支障を来す農業用ため池も見受けられるようになってきました。

さらに、全国で多発する局地的豪雨や大規模地震により農業用ため池が決壊し、周辺地域の人家等に甚大な被害を及ぼすケースも発生しています。

このため京都府では、令和元年7月1日施行の「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）」に基づく適正な維持管理活動を支援するため、農業用ため池のある市町村や京都府土地改良事業団体連合会との連携による京都府農業用ため池管理保全サポート協議会を令和2年3月に設置し、ため池管理者等を現地で直接指導する取り組みを開始しました。

今後は、令和2年10月1日施行の「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号。以下「法」という。）」に基づき、この協議会の枠組みの強化により、各ため池管理者等とともに一つひとつのため池のこれからの地域での役割を明確にしながら防災工事等の実施を検討し、京都府防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画（以下「本推進計画」という。）に位置づけ、集中的かつ計画的な推進を図っていくことで、京都府農業を下支えする農業用ため池の安心・安全を確保し、農村社会の持続的な営みへと繋げてまいります。

イ 所有者及び管理者の状況

別表1のとおり

(2) 京都府における防災工事等の実施状況等

別表1のとおり

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

法の有効期間内（令和12年度末）に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、本推進計画の計画期間を前半5年（以下「前期」という。）及び後半5年（以下「後期」という。）に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響を踏まえ、堤高や貯水量の大きなもの等から、計画的に劣化状況評価を実施する。

なお、防災工事の実施に要する期間を考慮し、劣化状況評価は、前期において完了させる。

ア 前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 全て

イ 後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 必要に応じて実施

(2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、経過観察を行う。

経過観察を行う防災重点農業用ため池及び経過観察を行う者： 別表2のとおり

(3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したものも含め、京都府内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度： 1回／1年

イ 定期点検を行う者： 市町村

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、本推進計画の計画期間を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響を踏まえ、堤高や貯水量の大きなもの等から、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。

なお、防災工事の実施に向けた地元調整や工事実施に要する期間を考慮し、劣化が著しく進行しているものは前期で地震・豪雨耐性評価を完了させるよう努める。

ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 140箇所程度

イ 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 140箇所程度

ウ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報： 別表2のとおり

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

防災工事等基本指針第3の2(1)③に規定する知事が特に必要と認めるものは、次の要件のいずれかを満たすものとする。

ア 堤高が概ね10m以上のもの

イ 貯水量が概ね10,000m³以上のもの

ウ 決壊した場合に人的被害等の甚大な被害の発生するおそれがあるもの

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

本推進計画の計画期間を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響を踏まえ、計画的に防災工事を実施する。

なお、防災工事を行う防災重点農業用ため池については、今後の劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価の進捗に応じて、適切に見直すものとする。

ア 前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： 15箇所程度

イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： 25箇所程度

ウ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報： 別表2のとおり

(2) 廃止工事の推進計画

本推進計画の計画期間を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響を踏まえ、計画的に廃止工事を実施する。

なお、廃止工事を行う防災重点農業用ため池についても、地域での利用実態やため池管理者の意向を踏まえ、適切に見直すものとする。

ア 前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 10箇所程度

イ 後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 10箇所程度

ウ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報： 別表2のとおり

(3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

ア 文化財保護担当部局との調整

防災工事に係る事業主体は、当該防災重点農業用ため池が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条の規定により史跡・名勝等に指定されている場合は、具体的な工事内容を検討する段階から、時間的余裕をもって所有者等と調整し、文化財保護法に基づく必要な手続を行うものとする。

イ 環境担当部局との調整

農業用ため池は、農業用水の確保はもとより、多面的な機能を有し、地域資源として重要なものとなっていることが多いことから、防災工事に係る事業主体は、あらかじめ防災重点農業用ため池に生息・生育する絶滅危惧種などの状況等を把握し、必要に応じて、これらの生物への影響の低減等の環境との調和に配慮するものとする。

ウ 上水道担当部局との調整

防災工事に係る事業主体は、上水道の貯水池として共同利用されている防災重点農業用ため池において防災工事を実施する場合は、具体的な工事内容を検討する段階から、市町村等の上水道担当部局と費用分担に係る協議・調整を行うものとする。

なお、費用分担は分離費用身替り妥当支出法を基準とする。

エ その他

防災工事に係る事業主体は、堤防等が道路・公園等として利用されている防災重点農業用ため池において防災工事を実施する場合は、具体的な工事内容を検討する段階から、時間的余裕をもって当該施設管理者と協議・調整を行うものとする。

5 防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価： 市町村

イ 地震・豪雨耐性評価： 京都府

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

(ア) 受益面積概ね10ha(中山間は概ね5ha)以上の防災重点農業用ため池： 京都府

(イ) 受益面積概ね10ha(中山間は概ね5ha)未満の防災重点農業用ため池： 市町村

エ 廃止工事

(ア) 統廃合を行うもの： 改修工事の実施主体

(イ) 単独で行うもの： 市町村

(2) 技術指導等の内容

効率的に防災工事等を推進するため、京都府農業用ため池管理保全サポート協議会が、現地パトロールやため池管理者等への維持管理や日常点検に係る相談活動を通じ

た技術的指導等を行う。

○京都府農業用ため池管理保全サポート協議会

構成員：京都府、ため池の所在する市町村、京都府土地改良事業団体連合会

会 長：京都府農林水産部技監

事務局：京都府土地改良事業団体連合会

(3) 情報共有及び連携の方法

京都府、市町村、京都府土地改良事業団体連合会等の関係者間で防災工事等に係る情報共有を図り、連携して防災工事等を推進するため、京都府農業用ため池管理保全サポート協議会を活用する。

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

(1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、市町村は、京都府や京都府土地改良事業団体連合会との連携により、防災工事が完了するまでの間、必要に応じて応急的な防災工事の実施（低水管理のための洪水吐きスリット設置、損傷箇所への補修等）や管理・監視体制の強化を図るものとする。

また、地震又は豪雨により決壊のおそれが生じた場合には、貯水位の強制低下、崩落箇所の拡大防止、洪水吐きの堆積土砂除去等の決壊の防止、ハザードマップ等を活用した浸水区域内住民の避難等について、安全性の確保に注意しつつ、ため池管理者等と連携し的確に実施するものとする。

(2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

農業者の減少・高齢化などによる管理組織の弱体化に対しては、離れた場所から防災重点農業用ため池の水位を観測できるICTを含む先進技術を導入するなど合理化・省力化を進め、管理・監視体制を強化するものとする。

(3) 本推進計画の変更等

本推進計画は、法施行後5年を目途として再検討を行い、必要に応じて変更するものとする。

なお、以下の場合、別表1及び別表2の個表の見直しを随時行うこととし、京都府ホームページにおいて公表するものとする。

- ・ 劣化状況評価等の結果、速やかに防災工事等に着手する必要があるとされた場合
- ・ 地元調整等により本推進計画に位置付ける防災工事等の実施時期が変更となった場合